

## 鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、就職氷河期世代に該当する者の就職活動を支援することで、当該世代の県内就職を促進することを目的として交付する。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 就職氷河期世代に該当する者 平成5年(1993年)から平成16年(2004年)に学校卒業期を迎え、かつ、令和2年4月1日時点において34歳から49歳に該当する者をいう。
- (2) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項各号に掲げる施設又は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校(1年以上の課程に限る。)をいう。
- (3) 県内企業 鳥取県内に事業所を有する事業主をいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) 鳥取県外に居住する就職氷河期世代に該当する者
- (2) 補助金交付申請日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、補助金交付申請日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがない者
- (3) 県内企業への就職活動を行う者で、鳥取県外の居住地から会場までを往復する者
- (4) 国、県、市町村その他公的支援機関又は県内企業等から本補助金と同主旨の助成を別途受けていない者

### (補助金の交付)

第5条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1の第1欄に掲げる補助対象活動（以下「補助活動」という。）を行う補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表1の第2欄に掲げる金額とする。

### (交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、補助活動が完了した日から1月以内の日又は活動実施年度の3月19日のいずれか早いほうの日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ要綱様式第1号によるものとする。

### (交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、要綱様式第2号によるものとする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、第6条第2項の申請書の提出をもって報告があったものとみなす。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、商工労働部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月9日から施行する。

別表1 (第5条関係)

1 補助対象活動	2 補助金額
補助対象者が県内企業への就職を目的として行う次のいずれかの活動 (1) 県内企業が鳥取県内で実施する採用試験の受験 (2) 鳥取県内で開催される合同就職面接会への参加 (3) 県内企業の鳥取県内事業所を訪問して行う就職活動	・補助対象活動を行うための移動に要した経費に1/2を乗じた額 ・1人当たりの当該年度の補助金額は、30千円を上限額とする。  注1：自家用車移動の場合、出発地(自宅等)から到着地(会場等)までの走行距離を算出し、1kmあたり25円を乗じた額を、移動に要した経費とする。  注2：日帰りの就職活動が困難な場合であって、鳥取県内又は経由地の宿泊施設で宿泊する場合の宿泊料は、移動に要した経費に含む。ただし、宿泊料の補助対象経費は、別表2で示す補助対象経費上限の範囲内とする。

別表2 (第5条関係)

1 宿泊地	2 補助対象経費上限
鳥取県	8,200円
東京都特別区、埼玉県さいたま市、千葉県千葉市、神奈川県横浜市、神奈川県川崎市、神奈川県相模原市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、大阪府堺市、兵庫県神戸市、広島県広島市、福岡県福岡市	10,900円
上記以外の地域	9,800円

年度鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金活動報告書

1 申請者の概要

電話番号		電子メール	
生年月日	昭和 年 月 日	学校卒業期	平成 年 月

2 就職活動の内容

(1) 実施した活動（該当するものすべてに○）

- 県内企業が鳥取県内で実施する採用試験の受験
- 鳥取県内で開催される合同企業面接会への参加
- 県内企業の鳥取県内事業所を訪問して行う就職活動

(2) 就職活動日及び活動先

	活動日	就職活動先（受験企業名、合同企業面接会の名称、訪問先企業名 等）
第1回	年 月 日	
第2回	年 月 日	
第3回	年 月 日	
第4回	年 月 日	
第5回	年 月 日	

※行が不足する場合は適宜追加するか、別に表を作成して添付してください。

※就職活動先に参加状況等を照会する場合があります。

(3) 対象経費

	交通費	宿泊料	高速代	合計
第1回	円	円	円	円
第2回	円	円	円	円
第3回	円	円	円	円
第4回	円	円	円	円
第5回	円	円	円	円
補助対象経費合計（A）				円
補助金額（A×1/2） ※1円未満は切り捨て				円

※（2）の活動日ごとに記載してください。

※行が不足する場合は適宜追加するか、別に表を作成して添付してください。

※宿泊料は、実際にかかった経費と補助上限額を比較していずれか低い方を記載してください。

3 要件確認（確認後、（ ）に○を記入してください。）

申請者は、補助金交付申請日から起算して過去5年間に正規雇用労働者として雇用された期間を通算した期間が1年以下であり、かつ、補助金交付申請日から起算して過去1年間に正規雇用労働者として雇用されたことがありません。

（ ）

4 他の補助金の活用の有無（予定）について、いずれかに○をしてください。 有 ・ 無

「有」の場合、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記入してください：

5 振込口座情報（補助金を振り込む口座の情報ですので、お間違えのないよう記入してください）

- (1) 金融機関名
- (2) 支店名
- (3) 預金種別            普通預金
- (4) 口座番号
- (5) 口座名義（カタカナ）

6 添付書類

- (1) 補助対象者の住所地が鳥取県外であることが確認できる書類の写し（例：運転免許証、健康保険証、住民票の写し等）
- (2) 移動に要した経費が分かる書類の写し（例：領収書 等）  
※自家用車移動の場合、出発地（自宅等）から到着地（会場等）までの距離が分かる書類を添付すること。（例：インターネットで距離計算をしたページの写し 等）

様

鳥取県知事

印

年度鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づき交付額を確定したので、規則第8条第1項及び規則第18条第1項の規定により通知します。

記

1 補助活動

本補助金の補助活動の内容は、・・・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助活動の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- (1) 算定基準額 金 円
- (2) 交付決定額 金 円

3 交付額の確定

本補助金の額の確定は、前記2の(2)の交付決定額のとおりとする。

4 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助活動の遂行等に当たっては、規則及び鳥取県就職氷河期世代就職活動交通費支援活動補助金交付要綱（令和2年12月9日付第202000226098号鳥取県商工労働部長通知）の規定に従わなければならない。